



省エネルギー住宅の具体的なメリットは？



省エネルギー基準は、住宅に高い「省エネルギー性」をもたらしますが、同時に「快適さ」や「健康性」「耐久性」といった面でも優れた効果をもたらしますので、この基準に従って建てれば我々は良好な住環境を得ることができます。つまり、従来よりも少ないエネルギーで快適性が高まるほか、温度ストレスやカビ・ダニ・化学物質に起因する健康被害を軽減し、さらに結露による構造部材の劣化も防ぎますので、健康的で長持ちする住まいづくりが実現します。

良質な環境性能を持った住宅



快適さ

しっかりと断熱気密化された住宅では、この部屋でも同じような室温にあり、床と天井付近の温度差も小さくなります。つまり、**家中がいつでも、どこでも快適**です。



省エネルギー

世界水準の省エネルギー性能が実現できますので、今までの暖冷房費と同じくらいの費用で、**全室暖冷房が可能**になります。



■安定した温熱環境で温度ストレスを解消。

家中の温度が均一で安定していると健康的な住まいといわれるのはなぜでしょう？例えば、冬暖房している暖かい部屋から暖房のない寒いトイレに入ったとします。すると温度が急激に低下しますので血管も収縮します。これを温度ストレスによるヒートショックといいますが、血圧の高い方には大きな負担となり脳卒中の原因となることもあります。トイレのほかにも浴室や洗面所など、従来の住まいには暖房の熱が行き渡らないために寒くなってしまう部屋がたくさんあり、健康にとっては大きな問題でした。省エネルギー基準を満たす住宅では、少ない暖房器具で建物全体が暖まりますので、従来の住まいのように寒い部屋ができることはありません。ですから、温度ストレスの少ない健康的な暮らしができます。

■正しい換気で、シックハウス対策も。

シックハウスとは、室内の空気に含まれる化学物質の濃度が高いために、普通に健康な人でも頭痛や吐き気などの病気に似た症状が出てしまう住宅のことです。その原因となる化学物質にはホルムアルデヒドをはじめとして様々なものがあり、建材だけではなく、家具の塗装や防虫剤などにも原因物質が含まれていることがあります。省エネルギー基準では、部屋の空気を1時間に0.5回の割合で入れ換えるという換

気基準が設けられており、これを守ることがこうしたシックハウスの対策につながります。平成15年の改正建築基準法(22ページ参照)では、居室には換気設備を設置することが義務づけられましたが、省エネルギー基準ではそれ以前からシックハウス対策をきっちり講じていたのです。また、断熱が十分であれば換気によって冬の表面結露がほとんどなくなりますので、カビ・ダニの繁殖が抑制され、アレルギー疾患の防止にも役立ちます。

■結露を防いで、住宅の耐久性を高めます。

従来の省エネルギー基準では、寒冷地以外には気密性の基準がありませんでした。そのため断熱層はあっても防湿気密層がなく、気密性が不十分な構造の住宅が建てられたケースがあったため、壁体内結露の被害が発生して柱や土台などの構造材が腐ってしまうこともありました。阪神・淡路大震災での倒壊家屋には、こうした例が報告されており、断熱材の杜撰な使用法が住宅の寿命を縮めていることがクローズアップされました。省エネルギー基準では、北から南まで全国どの地域でも防湿と気密の基準が定められていますので、結露の心配のない耐久性にすぐれた住まいが実現します。



健康的

断熱気密化された住宅は、**温度ストレスのない快適な室内環境**が得られるほか、**カビ・ダニが繁殖せず**、また計画換気によって室内の空気を常に清浄に保つことができるので、健康的な住まいに変身します。

耐久性

基準に従って正しく施工すれば、構造部材が腐食するような壁体内結露は発生しなくなるので、**住宅は資産として長持ち**します。

